

## 「肥飼料等の依頼分析（鑑定）に関する規則を廃止する規則」の概要

### 1 廃止理由

肥飼料等の依頼分析（鑑定）に関する規則に規定する分析又は鑑定は、今般、民間での実施が浸透したことから、県で実施するニーズは皆無に等しい。民業圧迫及び行政改革の観点から、当該規則を廃止する。

### 2 施行日

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

※神奈川県手数料条例の改正と同日。